

USPTO、シリコンバレーサテライトオフィスの開設を発表

2013年11月20日

JETRO NY 諸岡

米国特許商標庁（USPTO）は、11月19日、カリフォルニア州シリコンバレーサテライトオフィスの正式開設を発表した¹。

2011年9月16日に成立した改正特許法²において、法施行から3年以内にデトロイトを含め、少なくとも3つのサテライトオフィスを設立することが規定されており、デトロイト（ミシガン州）、ダラス（テキサス州）、デンバー（コロラド州）、シリコンバレー（カリフォルニア州）に設立されることがすでに決まっている³。

このうち、デトロイトオフィスは2012年7月13日にすでに開設済みであるが、残りのダラス、デンバー、シリコンバレーはいずれも仮オフィスでの仮開設となっており、なかでも、シリコンバレーオフィスは、米国連邦予算の強制削減により、予算が不足し、正式開設のため手続きが7月に中断していた。

オフィス開設にあたり、USPTOのレア長官代行は「USPTOは、予算の強制削減にも負けず、シリコンバレーオフィスの正式開設の約束を果たした。正式オフィスの開設により、この地域の起業家とともに働くであろう知財専門家を魅了し、バックログを削減し、さらには雇用を創出するとともにイノベーションを推進する」旨述べている。

これまで、シリコンバレー仮オフィスでは9人の審判官が勤務していたが、オフィス開設後は初年度に少なくとも60人の審査官と約20名の審判官の体制とすることを計画している。

また、同オフィスには審判廷も準備されるとのことであり、こうした準備を経て、同オフィスは2014年の終わりまでに開設される予定である。

¹ [プレスリリース](#)

² 2011年9月16日付 NY 発知財ニュース：[特許改革法案（リーヒ・スミス米国発明法案）成立](#)（PDF）参照

³ 2012年7月6日付 NY 発知財ニュース：[USPTO、デトロイトオフィスに次ぐ3つのサテライトオフィスの所在地を発表](#)（PDF）参照

なお、ダラスは2014年秋、デンバーは2014年春の正式開設に向けて準備を進めている。

(了)